

- 1 供用を開始する年月日
平成22年5月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	東区	山根町の一部	合流式
	安佐南区	川内六丁目の一部	
汚水を排除	東区	福田三丁目、福田五丁目、温品二丁目及び中山中町の各一部	分流式
	安佐南区	古市一丁目、古市三丁目、東野三丁目及び大町東一丁目の各一部	
	安佐北区	亀山七丁目及び三入七丁目の各一部	
	安芸区	矢野西七丁目の一部	
	佐伯区	八幡四丁目、千同一丁目、五日市町大字石内、五日市町大字上河内及び湯来町大字多田の各一部	

広島市告示第307号

平成22年5月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉 忠利

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成22年5月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	

東区	山根町の一部	位置： 広島市南区大州五丁目10番35号 名称： 広島市大州水資源再生センター
東区	福田三丁目及び福田五丁目の各一部	位置： 広島市西区扇一丁目1番1号 名称： 広島市西部水資源再生センター
安佐南区	川内六丁目、古市一丁目、古市三丁目、東野三丁目及び大町東一丁目の各一部	
安佐北区	亀山七丁目及び三入七丁目の各一部	
佐伯区	八幡四丁目、千同一丁目、五日市町大字石内及び五日市町大字上河内の各一部	
東区	温品二丁目及び中山中町の各一部	位置： 広島市南区向洋沖町1番1号 名称： 太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	矢野西七丁目の一部	位置： 広島市佐伯区湯来町大字和田293 名称： 広島市和田水資源再生センター
佐伯区	湯来町大字多田の一部	

広島市告示第308号

平成22年5月20日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 秋葉 忠利

文書名	印影に使用する公印の名称
生活保護法医療券（受給者集合用） 生活保護法調剤券（受給者集合用）	印影印刷専用福祉事務所長印

広島市告示第309号

平成22年5月24日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 休止する駐車場
広島市市営富士見町第一駐車場
- 2 休止する日時
平成22年6月3日（木）午前8時から平成22年6月7日（月）午前8時まで
- 3 休止する理由
2010ゆかたできん祭開催に伴い、当該駐車場が会場として使用されるため。



広島市告示第310号

平成22年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ユアーズ宇品店
 - (2) 所在地 広島市南区宇品神田五丁目20番18号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,234平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成22年1月10日
- 5 届出年月日
平成22年5月20日



広島市告示第311号

平成22年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋葉忠利



広島市告示第312号

平成22年5月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項及び広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第17条第

1項の規定による「添付書類変更通知書」の提出があったので、同法第8条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ディオ宇品店
 - (2) 所在地 広島市南区宇品海岸三丁目328番地540外
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市堀南704番地の5
- 3 通知の概要
 - (1) 変更しようとする添付書類の事項
配置図（駐車場出入口への発券ゲートの設置）
 - (2) 変更する理由
広島市の意見を踏まえ、以下のとおり対応策を講じるため。
ア 繁忙時において、交通整理員を適切に配置し周辺交通への影響緩和に努める。
イ 発券ゲートを設置することで、競輪来場者による不法駐車防止し、店舗来客用駐車スペースの確保を図る。
- 4 自主的対応策の概要
 - (1) 広島市の意見に対する回答
別紙のとおり。
 - (2) 広島市の要請に対する回答
別紙のとおり。
- 5 届出年月日
平成22年5月20日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局地域産業支援課
 - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所区政振興課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
平成22年5月27日から平成22年9月27日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年8月6日を除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

別紙 略



広島市告示第313号

平成22年5月27日

計量法（平成4年法律第51号）第19条に規定する特定計量器の定期検査を、次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 実施区域
安佐南区
- 2 実施期日
平成22年6月28日から平成23年3月31日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 実施場所
特定計量器の所在場所
ただし、特段の理由がある場合にあっては、広島市指定定期検査機関が指定した場所とする。
- 4 対象器物
非自動はかりでひょう量が1トン以下のもの、分銅及びおもり
- 5 定期検査を実施する者
広島市指定定期検査機関 社団法人広島県計量協会

広島市告示第314号

平成22年5月28日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成22年度の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

- 1 所得割 100分の199
- 2 被保険者均等割 27,767円
- 3 世帯別平等割
条例第10条第1項第3号アに掲げる額 12,153円
条例第10条第1項第3号イに掲げる額 6,077円

広島市告示第315号

平成22年5月28日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第10条の6の5第1項の規定に基づき、平成22年度の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

- 1 所得割 100分の66
- 2 被保険者均等割 8,540円
- 3 世帯別平等割
条例第10条の6の5第1項第3号アに掲げる額 3,738円
条例第10条の6の5第1項第3号イに掲げる額 1,869円

広島市告示第316号

平成22年5月28日

広島市国民健康保険条例第10条の10第1項の規定に基づ

き、平成22年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

- 1 所得割 100分の59
- 2 被保険者均等割 8,851円
- 3 世帯別平等割 2,770円

広島市告示第317号

平成22年5月28日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第1項に規定する平成22年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項において準用する第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

- 1 条例第14条第1項第1号アに掲げる額 19,437円
- 2 条例第14条第1項第1号イに掲げる額
条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 8,508円
条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 4,254円
- 3 条例第14条第1項第2号アに掲げる額 13,884円
- 4 条例第14条第1項第2号イに掲げる額
条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 6,077円
条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 3,039円
- 5 条例第14条第1項第3号アに掲げる額 5,554円
- 6 条例第14条第1項第3号イに掲げる額
条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 2,431円
条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 1,216円

広島市告示第318号

平成22年5月28日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第3項において準用する同条第1項に規定する平成22年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、第14条第3項において準用する同条第2項において準用する第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

- 1 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 5,978円
- 2 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号イに

掲げる額

条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 2,617円

条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 1,309円

3 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 4,270円

4 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額

条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 1,869円

条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 935円

5 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,708円

6 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額

条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 748円

条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 374円



広島市告示第319号

平成22年5月28日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第4項において準用する同条第1項に規定する平成22年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、第14条第4項において準用する同条第2項において準用する第10条の10第3項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 6,196円

2 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額 1,939円

3 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 4,426円

4 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額 1,385円

5 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,771円

6 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額 554円



広島市告示第320号

平成22年5月28日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の本体事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 事業計画が公示された年月日

平成22年5月27日

2 調査を実施する者の名称

広島市

3 調査地域

広島市佐伯区湯来町（大字葛原の一部、大字和田の一部）

4 調査期間

平成22年5月27日から平成23年3月31日まで



広島市告示第321号

平成22年5月28日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の数値情報化事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 事業計画が公示された年月日

平成22年5月27日

2 数値情報化を実施する者の名称

広島市

3 実施地域

広島市佐伯区湯来町大字葛原の一部

4 実施期間

平成22年5月27日から平成23年3月31日まで



広島市告示第322号

平成22年5月31日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

施術者	施 術 所		業務の種類	指 定 年月日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
松島 佳丘	まつしま 鍼灸整骨 院	広島市中区光 南一丁目4- 3-101	柔道整復	平成22年 4月19日
鷗鷯 勉	ゆたか鍼 灸整骨院	広島市西区中 広町二丁目 20-10	柔道整復	平成22年 5月1日

宇田 将晃	キューブ 鍼灸整骨 院	広島市西区東 観音町21- 19	柔道整復	平成22年 5月6日
山田康次郎	あんま・ マッサージ ポケット	広島市西区己 斐上四丁目 25-13	あん摩・ マッサージ	平成22年 4月1日
大谷 修司	さくら鍼 灸整骨院	広島市安佐南 区緑井二丁目 14-11	柔道整復	平成22年 5月11日
香川 岳人	五日市ナ カニシ整 骨院・鍼 灸院	広島市佐伯区 吉見園1- 22 1F	柔道整復	平成22年 5月1日

広島市告示第323号

平成22年5月31日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

施術者	施 術 所		業務の 種 類	廃 止 年月日
	名 称	所 在 地		
松島佳丘	まつしま 鍼灸整骨 院	広島市中区光 南二丁目10 -8-101	柔道整復	平成22年 1月31日
宇田将晃	ゆたか鍼 灸整骨院	広島市西区中 広町二丁目 20-10	柔道整復	平成22年 4月30日

広島市告示（中区）第99号

平成22年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第100号

平成22年5月7日

東新天地自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、4月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

広島市告示（中区）第101号

平成22年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第102号

平成22年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第103号

平成22年5月11日

基町駐輪場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、4月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

広島市告示（中区）第104号

平成22年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利